

食産業の海外展開に係る TPP協定ルール交渉の 合意内容について

平成28年2月22日

農林水産省大臣官房国際部

(1) TPP協定30章の構成

<p>(1)冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3)原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4)繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5)税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6)貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8)貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9)投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10)国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11)金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13)電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14)電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15)政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16)競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17)国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18)知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19)労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20)環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21)協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22)競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23)開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24)中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25)規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26)透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27)運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28)紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29)例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30)最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

(2) 各章中特に農林水産分野に関係が深いルール等 (内閣官房公表資料より抜粋)

〔 合意時概要:平成27年10月5日付「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房公表資料)
全章概要:平成27年11月5日付「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の全章概要」(内閣官房公表資料) 〕

1. 物品以外の市場アクセス

投資(第9章関係)、サービス(第10章関係) (合意時概要)

市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

* 個別の具体的成果として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

(例)ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test)」(注)を廃止。

(注)出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

(例)マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

2. ルール関係

第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス章 (全章概要)

○ 輸出税(第2.16条)

いずれの締約国も、本章の附属書に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への製品の輸出について、関税、租税その他の課徴金を採用し、又は維持してはならないこと等を規定。

○ 輸出補助金(第2.23条)

締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目標を共有するとともに、WTOにおける合意の達成のため協力すること、いずれの締約国も他の締約国向けの農産品に対する輸出補助金を採用し、又は維持することができないこと等を規定。また、本条の規定は、WTO農業協定第10条の規定の下でとられる措置を対象とするものではない旨を規定。

○ 輸出制限－食糧安全保障(第2.26条)

締約国は、他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販売を禁止又は制限する場合には、一定の場合を除くほか当該禁止又は制限に係る措置が効力を生ずる日の少なくとも30日前に、また、いかなる場合にも当該措置が効力を生ずる日前に当該措置を他の締約国に通報すること、当該通報には当該措置を課し、又は維持する理由及び当該措置が1994年のGATT第11条2(a)の規定に適合していることの説明等を含めること、当該食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国の要請に基づき協議を行うこと、当該措置を通常6ヶ月以内に終了すべきであることを規定。

○ 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易(第2.29条)

締約国の法令及び政策の採用又は修正を求めものではない旨規定した上で、現代のバイオテクノロジーによる生産品(遺伝子組換え作物)の承認に際しての透明性(承認のための申請に必要な書類の要件、危険性又は安全性の評価の概要及び承認された製品の一覧表の公表)、未承認の遺伝子組換え作物が微量に混入された事案についての情報の共有(輸入締約国の要請に基づき輸出締約国において現代のバイオテクノロジーによる生産品につき承認を受けた企業に対し情報の共有を奨励する規定を含む。)、情報交換のための作業部会の設置等について規定。

○ 協議(譲許表の一部)

我が国は、TPP協定の効力発生から7年が経過後、又は、第三国若しくは関税地域に特恵的な市場アクセスを供与する国際協定の発効若しくは改正の効力発生に必要となる我が国と当該第三国等による法的手続が完了した後、相手国からの要請に基づき、自国の譲許表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関連する原産品の取扱いに関して協議を行う旨を定める規定を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定。

第3章 原産地規則及び原産地手続章

(合意時概要)

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特恵税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

第5章 税関当局及び貿易円滑化章

(合意時概要)

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- (2) 急送貨物(通常の状態において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- (3) 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- (4) 自動化(輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

第7章 衛生植物検疫(SPS)措置章

(合意時概要)

SPS章は、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全(人の健康又は生命の保護)を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。

第8章 貿易の技術的障害(TBT)章

(合意時概要、全章概要)

TPP協定のTBT章では、WTO・TBT協定では規定されていない義務が規定されており、我が国が他の締約国による強制規格等の策定に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。

- あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

- 有機産品に関する附属書

各締約国は、有機産品の生産、加工又は表示に関し、強制規格若しくは任意規格を自国のそれらと同等なものとして受け入れ、又は適合性評価手続の結果を受け入れることについての他の締約国からの要請を可能な限り速やかに検討することを奨励されること等を規定。

第18章 知的財産章

(合意時概要、全章概要)

- 国際協定(第18.7条)

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定。

(a)・(b) (略)

(c) 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)

(d)・(e) (略)

- 農業用の化学品のための開示されていない試験データその他のデータの保護(第18.47条)

締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも10年間、第三者がそのような情報又は当該販売承認に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨等を規定。

- 地理的表示(GI)(18.30条)

地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等が規定されている。

第20章 環境章

(合意時概要、全章概要)

- 漁業補助金(第20.16条)

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※ IUU漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(illegal, unreported, and unregulated fishing)

○ 保存及び貿易(第20.17条)

締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の領域において危険にさらされている野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。

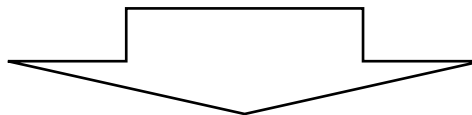
(3) 食産業の海外展開に関するルール等 (内閣官房公表資料より抜粋)

- 「内閣官房 TPP協定の活用促進に向けて」
- 「内閣官房 TPP協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」
- 「内閣官房 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の全章概要」

政府調達

○政府機関などが購入又はリースにより物品やサービスを調達する際のルールをWTOの政府調達協定を締結していない国々に対しても適用

- ・ 公開入札を原則とすること、入札における無差別、公正かつ公平な入札手続の義務を規定
- ・ マレーシア、ベトナム、ブルネイの3か国における日本企業の政府調達参入機会を初めて国際約束として規定
- ・ 米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束を上回る対象機関について政府調達市場を開放
- ・ 豪州、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準金額を引下げ



公正な手続の確保、対象国および対象範囲の拡大により、高品質な製品やサービスを持つ中小企業の政府調達市場への参入機会が広がる

需要の旺盛なアジア太平洋地域へのインフラ輸出の促進にも資する

原産地規則

○ 12か国での共通の原産地規則の策定

これまで我が国が締結した二国間の経済連携協定（EPA）では、協定によって原産地規則が異なるため、利用する協定ごとに原産地規則を確認する必要があり、企業にとって大きな事務コストがかかっていた。TPP協定では、12か国の貿易について共通の原産地規則が策定されたことにより、域内における原産地規則の確認の負担が軽減され、アジア太平洋にまたがる広域なサプライ・チェーンを有する企業の事務コストの削減が期待される。

○ 12か国での完全累積制度の実現

TPP協定はいわゆる完全累積制度を採用しており、複数の締約国における付加価値・加工工程の足し上げが可能となっている。生産工程の分業が進むと1か国だけで原産地規則の基準を満たすことが困難となるが、広域のEPAであるTPP協定において完全累積制度が設けられることにより、多様な生産ネットワークにおいてTPP協定の活用が可能となる。つまり、TPP域内の複数国で生産が行われても特惠税率の適用が可能となり、我が国企業にとり最適な生産配分・立地戦略の実現が可能となる。

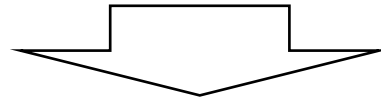
○ TPP域内国での原産品輸送の容易化

二国間のEPA／FTAにおいては、産品が輸送の際に第三国を経由した場合には、当該産品が原産性を維持しているか否かについて輸入国の税関に対し立証する負担がある。一方で、TPP協定は、12か国が参加する広大なEPAであり、原産品が非締約国の領域を通過することなく他の締約国へ輸送される場合には、産品は原産性を維持することになる。つまり、TPP締約国域内での産品の輸送において、最終輸入国の税関に対してTPP領域内での経由国で原産性に变化があったか否かについて立証する必要がなくなり、原産品輸送の容易化につながる。

関税当局及び貿易円滑化

○TPP協定では、締約国の税関手続の透明性を確保するとともに、通関等の手続を迅速化することなどを定めている

- ・ 効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する
- ・ 物品の引取り手続について、国際的な基準を使用するよう努める。また、適当な場合には、世界税関機構の基準等を考慮する
- ・ 急送貨物について、通常の状態において、貨物の到着を条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可する
- ・ 関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り貨物の到着後48時間以内）に引取りを許可する
- ・ 輸出者及び輸入者が、単一の窓口において、標準的な輸出入手続を電子的に完了することができるよう努める
- ・ 物品の危険度に応じた管理手法により、危険度の低い物品の通関を簡素化する



締約国において、税関手続を迅速化し、シングルウィンドウの導入や税関手続の国際基準への調和を図ることにより、物流コストの削減が期待される

SPS

○TPP協定のSPS章では、WTO・SPS協定に基づく締約国の権利・義務を確認

- ・ 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置をとる権利を認める
- ・ そのような措置を科学的な原則に基づいてとる
- ・ 衛生植物検疫上の目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な措置をとらない

○TPP協定には、SPS措置の適用における透明性の向上を図る規定

- ・ 輸入締約国は、輸入検査の結果、物品の輸入を禁止し、又は制限した場合、理由を通報する
- ・ 専門家が関与する協議による迅速な問題解決を図るTPP協定独自の枠組みである「協力的な技術的協議」を設置



締約国におけるSPS措置の適用における透明性向上により、我が国の安全・安心かつ高品質な農林水産物・食品のアジア太平洋地域市場へのアクセス拡大が期待される

T B T

○ WTO・TBT協定は、製品の生産工程又は生産方法（ラベル等の表示に関する要件を含む。）等の規制を加盟国が作成する場合の通報、透明性確保に関する手続を規定。TPP・TBT章はWTOの内容を維持しつつ、強制規格等の立案・制定・適用の各段階でさらに透明性の向上を図る規定を設けた

- ・ 強制規格（遵守が義務付けられる規格）、任意規格（遵守が義務付けられていない規格）及び適合性評価手続（強制規格又は任意規格の要件が満たされていることを決定する手続）の作成に際し、他の締約国の利害関係者に意見を提出する機会を与える
- ・ 他の締約国の利害関係者が強制規格案又は適合性評価手続の案に対し書面で意見を提出するため、当該案を他の締約国に送信する日から60日の期間を置く
- ・ 強制規格および適合性評価手続の公表と実施の間に6か月以上の期間を設ける（新たな措置に企業が対応するための適切な期間を確保）

○ 他の締約国の適合性評価機関に内国民待遇を付与。日本国内の機関で実施した認証・テスト結果が将来的に他の締約国でも受け入れられる可能性



我が国の企業が締約国の作成する規格に早い段階から意見を反映することが可能になり、生産者や輸出業者が新たな規格に対応する負担を大幅に軽減

今後、締約国の規格に対応している証明を日本国内で受けることができる可能性が高まり、特に地方の中小企業の海外市場へのアクセス改善が期待される

TBT章 付属書「あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する付属書」

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

投資 1 / 3

- TPP協定では、高いレベルの規律により投資家や投資財産の保護と投資の自由化を促進
 - ・ 内国民待遇（投資財産の設立段階及び設立後）
ある締約国の投資家や投資財産について、同様の状況にある自国の投資家や投資財産に比べて不利益に取り扱わない
 - ・ 最恵国待遇（投資財産の設立段階及び設立後）
ある締約国の投資家や投資財産について、同様な状況にある他の締約国の投資家や投資財産に与えている待遇に比べて不利に取り扱わない
 - ・ 待遇に関する最低基準
(例)
 - 公正かつ衡平な待遇
世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則に従った裁判を行うことを拒否しない義務など
 - 十分な保護および保障
投資財産に対し国際慣習法上求められる警察の保護を与える義務

投資 2 / 3

○正当な補償等を伴わない収用の禁止

- ・原則として収用を禁止し、①公共の目的に基づき、②差別的でなく、③迅速かつ実効的な補償を伴い、④正当な法の手続に従う場合に収用を認める。また、補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない
- ・正式な権原の移転又は明白な差押えなしに投資財産を経済的に無価値にしてしまう収用と同等の措置による間接的な収用も規律の対象

○特定措置の履行要求の原則禁止

投資受入国が、投資活動の条件として、投資家に以下のような特定の措置の履行を要求することを禁止

- ・一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること
- ・一定の水準又は割合の現地調達を達成すること
- ・自国内で生産された物品を購入し、使用し、又は優先すること
- ・特定の技術、製造工程や財産的価値を有する知識を自国内の者に移転すること
- ・特定の技術を購入し、利用し、又は優先すること
- ・ライセンス契約に定める使用料を一定の率又は金額にすること、ライセンス契約の期間を一定の期間にすること 等

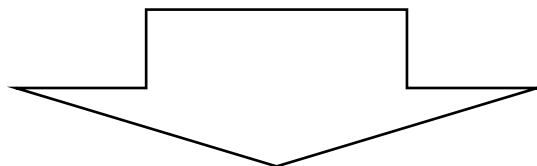
投資 3 / 3

○経営幹部及び取締役

投資財産として自国内に設立された企業に対し、特定の国籍の人を経営幹部に任命することを要求することはできない

○各国は、「内国民待遇」、「最恵国待遇」、「特定措置の履行要求」、「経営幹部及び取締役」の規定について適用しない措置や分野を附属書に列記する（ネガティブリスト）

○米国、カナダ、メキシコ、豪州などの連邦制国家においては、州政府が多くの規制を行っていることから、地域政府による協定に適合しない投資規制に対して、国家間で対応策を協議するメカニズムを導入（※サービス分野も対象）



TPP域内における投資環境が改善するとともに、法的安定性や予見可能性が高まることで、中小企業も含め、我が国企業の自由な投資活動の促進が期待される

我が国への対内投資が促進されることで新たなイノベーションの創出や地域経済の活性化が期待される

投資・サービス

○TPP協定により、コンビニなど小売サービスの分野で外資規制が緩和される

- ・ベトナム

コンビニ、スーパーなど小売業の2店舗目以降の出店に課されていた出店審査制度が協定発効5年後に撤廃

- ・マレーシア

コンビニへの外国企業の出資が許容され、出資の条件が明確化

外資出資禁止 ⇒ 外資出資上限30%



コンビニの海外出店が加速し、コンビニにおいて安心・安全で高品質な我が国の製品やクール・ジャパン関連商品が販売されることを通じ、それらの製品の輸出促進が期待される。

<参考> 主要日系コンビニエンスストア4社店舗数（2015年）

タイ	9,352
マレーシア	1,745
シンガポール	493
ベトナム	88

（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの4社の2015年2月決算時の店舗数）

知的財産（地理的表示）

○TPP協定では、地理的表示（G I）の保護又は認定のために締約国が守るべき手続を規定

○ この中で、国際協定に従って、諸外国と相互にG Iを保護し、又は認定する場合の手続が定められており、事前の異議申立手続の義務化、G I保護の拒絶事由の明確化等の共通ルールが確立

・ 自国のG Iを海外においても保護するため、TPP協定非締約国を含めた諸外国との間で締結される国際協定において、相手国に保護を求めるG Iを明記し、これをお互いの国の制度で保護する場合に適用



国際協定によるG Iの相互保護により、我が国の生産者が海外でG I保護を求める際の負担が大幅に軽減されるとともに、海外での不正使用は相手国政府が取り締まることで我が国のG Iの保護が実現される

日本の農林水産物・食品・酒類のブランド化の推進が図られ、日本の農林水産物等の輸出促進にメリットがある

【内閣官房「TPP協定の活用促進に向けて」を基に作成】

知的財産

○TPP協定では、商標に関する国際約束である「マドリッド議定書」又は「商標法シンガポール条約」の締結を義務化

- ・マドリッド議定書（標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書）
日本の特許庁を通じて、複数国への出願を一括して行うことが可能
簡易、迅速、低廉な手段で商標保護が可能に
未締結国：ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、ペルー
- ・商標法シンガポール条約（商標法に関するシンガポール条約）
日本国内と同様の手続により各国へ商標出願をすることが可能
未締結国：ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナム

○植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV91条約）の締結義務

TPP域内で我が国と同等レベルでの育成者権の保護が可能

未締結国：メキシコ、チリ、ニュージーランド、マレーシア、ブルネイ

※メキシコ、チリ、ニュージーランドについてはUPOV78条約に加盟

【内閣官房「TPP協定の活用促進に向けて」を基に作成】

○商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識と視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができない。

知的財産（特許）

○特許

TRIPS協定等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲（植物由来発明や用法発明に関する規定を含む。）を規定し、また、特許付与までの遅延に対する特許保護期間の補償を規定すること等により、広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、我が国企業等のTPP域内への進出が促進されることが期待される。

○農業用の化学品（農薬）のデータ保護

農薬の認可当局への提出データの保護期間を「少なくとも10年間」と明確に定めることで、新農薬開発に伴うコストの回収が容易になり、また、新農薬の開発が促されるという好循環をもたらすことが期待される。

国有企業及び指定独占企業

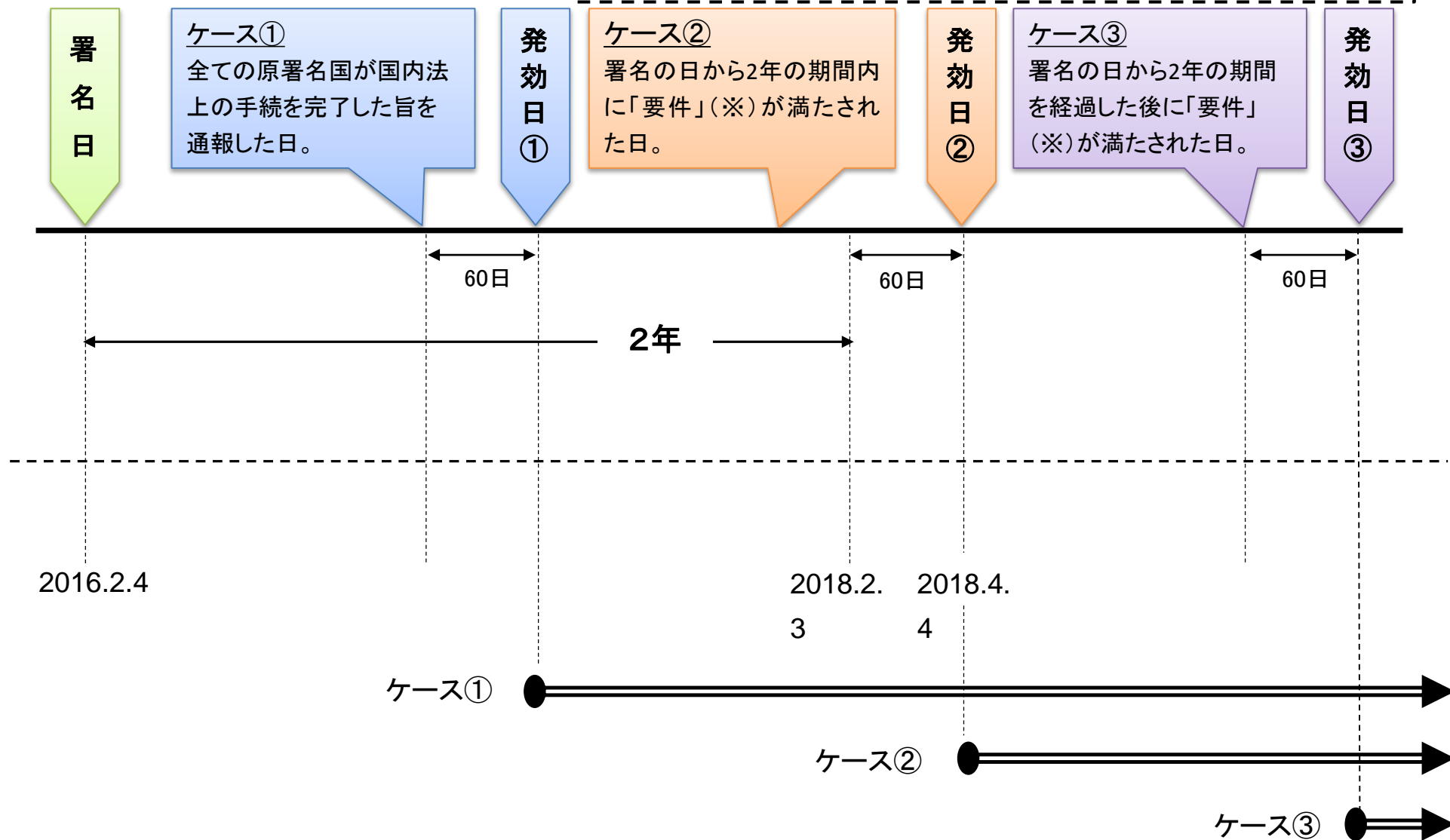
○国有企業及び指定独占企業は、特に途上国においては経済的に大きな比重を占めているにもかかわらず、WTO協定において、これらに特化した規律は定められておらず、また、我が国の既存のEPAにおいてもこれまで実質的な規律が設けられたことはなかった。TPP協定は、国有企業への優遇措置による市場歪曲効果に対抗する21世紀型のルールを構築するものである。

○TPP協定では、国有企業等が物品又はサービスを購入又は販売するに当たって、民間企業と同様の商業的考慮に従って行動すること、及び他の締約国の企業に無差別待遇を与えることの確保が義務付けられた。これにより、我が国企業とTPP協定締約国の国有企業等との取引の拡大が期待される。

○また、政府等が国有企業に贈与や優遇金利での融資等の優遇措置を提供することによって、他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと等が規定されたことにより、外国企業が国有企業等と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤が確保され、特に新興国における我が国企業の事業展開にとって大きなメリットがある。

(4) TPP協定の発効規定

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



(5) TPP交渉参加国のGDP (2013年)

(単位:10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,663	60.2%
日本	4,920	17.8%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,497	5.4%
メキシコ	1,262	4.6%
マレーシア	323	1.2%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	18	0.1%
合計	27,658	100.0%

2か国で78.0%

残る10か国のうち
① 4か国以上、かつ、
② GDP割合7.0%以上
が必要。

(参考) TPP協定の意義

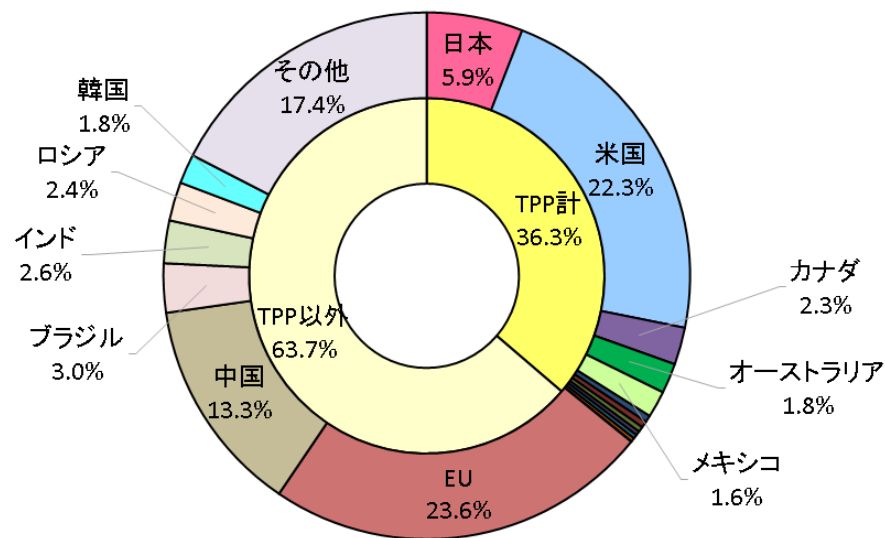
<10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

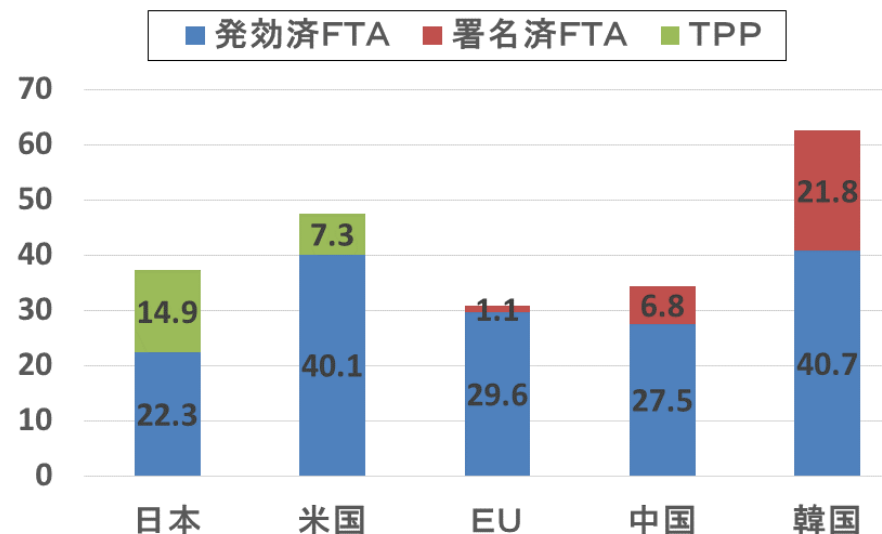
○物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

(参考)TPP協定交渉の経緯

2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

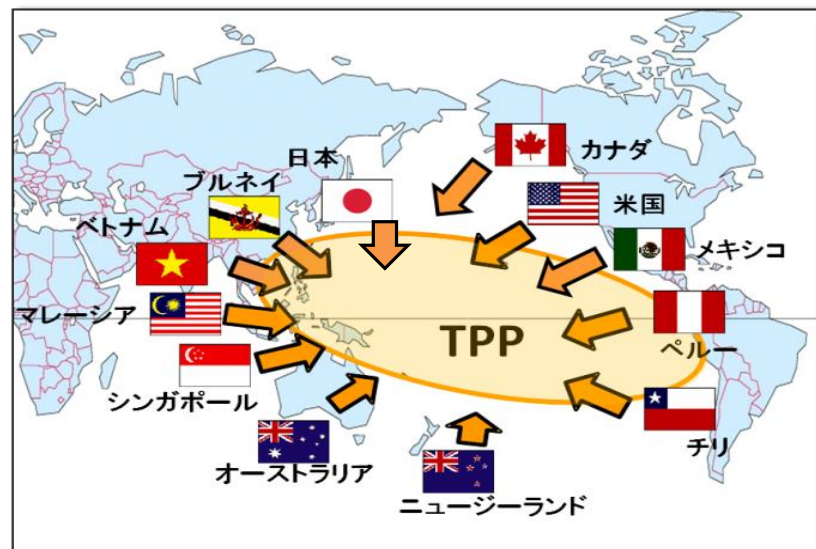
- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を发出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、**大筋合意**



＜アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見＞

TPPに関する詳細情報につきましては、以下のホームページを御参照ください。

○農林水産品に関する交渉結果(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>

○農林水産省TPP対策本部、説明会、品目毎の農林水産物への影響など(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html#eikyou>

○TPPの内容(内閣官房)

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html>

○10月5日付「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の概要」(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

○11月5日付「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の全章概要」(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

○総合的なTPP関連政策大綱など(内閣官房)

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>